

各障がい福祉サービス等事業所 様

飯塚市福祉部長 長尾 恵美子

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス等事業所の臨時的な取り扱いの変更について

平素より本市の障がい福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）」上の位置づけ変更に伴い、令和 5 年 5 月 8 日以降における障がい福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて、厚生労働省より下記のとおり事務連絡（以下「厚生労働省事務連絡」という。）がありました。

これに伴い、令和 2 年 5 月 18 日付 2 飯福祉第 326 号でお知らせしました「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス等事業所の臨時的な取り扱いについて」は、令和 5 年 8 月 31 日をもって終了といたします。

本市におきましても、令和 5 年 9 月以降のサービス提供分につきましては、厚生労働省事務連絡の取扱いのとおりとしますので、ご確認の上、適切にご対応くださいますようお願いいたします。

記

1 厚生労働省事務連絡について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について（令和 5 年 4 月 28 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課ほか連名事務連絡）

※詳細については厚生労働省ホームページにてご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001092776.pdf>

飯塚市福祉部社会・障がい者福祉課
障がい者自立支援係
電話：0948-22-5500（内線 1157）
FAX：0948-21-6356